

いわゆる

横浜市は条例を制定し 「ごみ屋敷」の対策を進めています。

「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生を防止を図るための
支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）」を
平成28年12月1日から施行しています。

① いわゆる「ごみ屋敷」とは

ごみなどの物が屋内や屋外に積まれることにより、悪臭や害虫の発生、崩落や火災等の危険が生じるなど、**本人又は近隣の生活環境が損なわれている状態（不良な生活環境）**にある建築物やその敷地をいいます。

② 本人に寄り添った支援

基本的にいわゆる「ごみ屋敷」状態を解消する責任は、物をためこんだ本人にあります。しかし、その背景には、認知症、加齢による身体機能の低下や地域からの孤立などの様々な課題があります。そこで、これまでも福祉的側面から支援を行ってききましたが、**引き続き市・区役所と関係機関や地域住民が協力して、本人に寄り添った支援を行います。**この取組により、ごみを片付けるだけでなく、生活上の諸課題の解決をめざします。

【支援イメージ】

物をためこんだ本人



支援

連携・協力



市・区役所

関係機関

- 家庭訪問
- 生活相談
- 福祉制度の紹介
- 排出の支援 など

地域住民

- 見守り
- 声かけ など

③ この条例でできること

これまでも福祉サービスの一環で支援してきたことに加え、以下の事項を組み合わせ、いわゆる「ごみ屋敷」問題の解決に取り組みます。

調査

物をためこんだ本人の親族関係や福祉サービスの受給状況を調査することが可能になります。

ごみの排出の支援

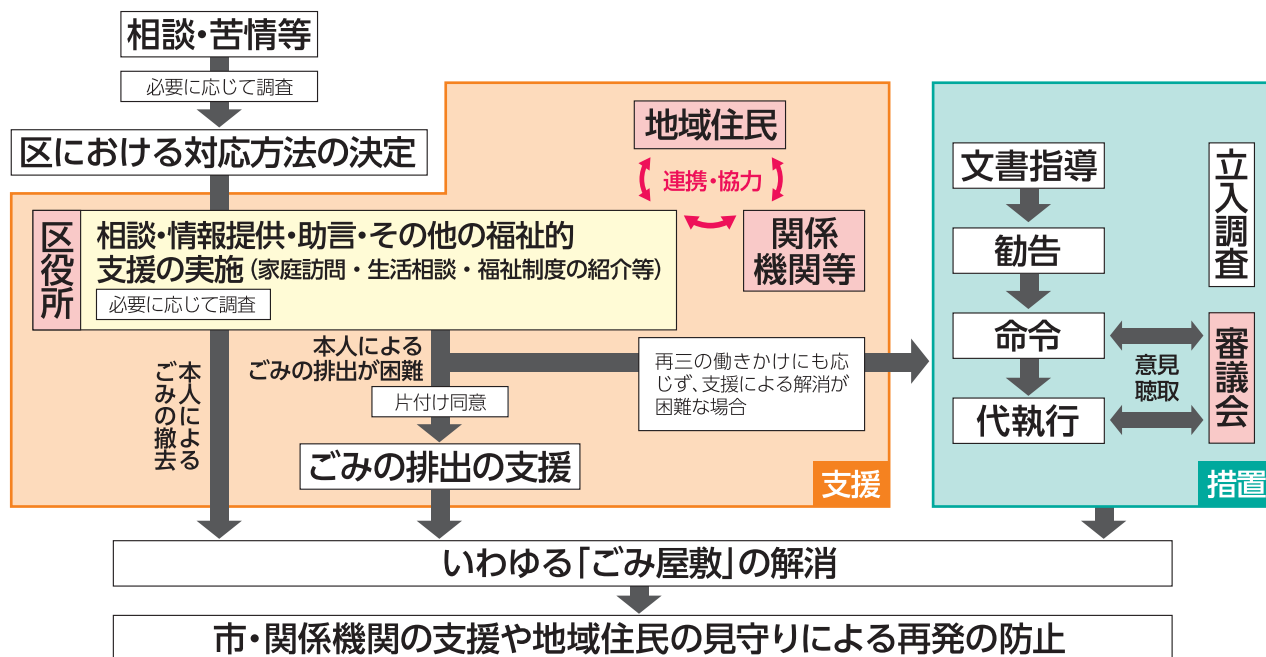
近隣の生活環境が損なわれていて、本人が片付けに同意したものの、自ら行うことができない場合に、行政がその片付けを支援します。

措置(代執行など)

周辺住民の生命・身体に深刻な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、再三の働きかけにも応じないケースについては、指導・勧告・命令・代執行(※)を行うことができます。

※代執行は、行政代執行法において、「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限り可能とされています。

④ 解消に向けた流れ



問合せ先（市外局番はいずれも「045」です。）

(1) いわゆる「ごみ屋敷」に関するお問合せは、各区福祉保健課まで

区名	電話番号	FAX番号	区名	電話番号	FAX番号	区名	電話番号	FAX番号
青葉区	978-2433	978-2419	港南区	847-8432	846-5981	戸塚区	866-8418	865-3963
旭区	954-6101	953-7713	港北区	540-2338	540-2368	中区	224-8151	224-8157
泉区	800-2401	800-2516	栄区	894-6963	895-1759	西区	320-8436	324-3703
磯子区	750-2411	750-2547	瀬谷区	367-5702	365-5718	保土ヶ谷区	334-6313	333-6309
神奈川区	411-7131	316-7877	都筑区	948-2341	948-2354	緑区	930-2328	930-2355
金沢区	788-7820	784-4600	鶴見区	510-1791	510-1792	南区	341-1182	341-1189

(2) ごみ処理一般のお問合せは、各区にある資源循環局事務所まで

(3) 条例に関するお問合せは、健康福祉局福祉保健課まで TEL 671-4044 / FAX 664-3622